

文教福祉常任委員会日程

令和元年6月14日

午前10時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

- (1) 議案第 5 号 八街市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第 6 号 八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 7 号 八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第 8 号 八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第10号 令和元年度八街市一般会計補正予算中、
第1表歳入歳出予算補正の内
歳出2款総務費、3款民生費、4款衛生費
- (6) 議案第14号 令和元年度八街市一般会計補正予算中、
第1表歳入歳出予算補正の内
歳出3款民生費
- (7) 議案第12号 学校給食センター施設用備品（第二調理場食缶洗浄システム）の購入について
- (8) 議案第13号 八街市立八街中学校屋内運動場非構造部材耐震改修等建築工事の請負契約の締結について
- (9) 議案第15号 令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- (10) 請願第元-1号 後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める請願

文教福祉常任委員会会議録

招 集 年 月 日	令和元年6月14日(金)				
招 集 場 所	八街市役所 本会議場				
開 閉 会 時 刻	開 会	午前10時00分	委 員 長	服 部 雅 恵	
及 び 宣 告	閉 会	午後 0時19分	副委員長	小 高 良 則	
委員の氏名 及 び 出欠の有無	氏 名		出・欠	氏 名	出・欠
	服 部 雅 恵		欠	角 麻 子	出
	小 高 良 則		出	山 田 雅 士	出
	京 増 藤 江		出	小 川 喜 敬	出
	加 藤 弘		出		
委員外議員	議長 木 村 利 晴		出		
委員会に出席した	事務局長 水 村 幸 男		主 査 須 賀 澤 勲		
事務局職員職氏名	主 査 補 吉 井 博 貴		主 査 嘉 瀬 順 子		
八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名	市 民 部 長 和 田 文 夫		経 済 環 境 部 長 黒 崎 淳 一		
	国 保 年 金 課 長 吉 田 正 明		社 会 福 祉 課 長 日 野 原 広 志		
	障 がい 福 祉 課 長 高 梨 富 美 子		高 齢 者 福 祉 課 長 田 中 和 彦		
	子 育 て 支 援 課 長 高 山 由 美 子		健 康 増 進 課 長 飛 田 雅 章		
	市 民 協 働 推 進 課 長 古 内 博		商 工 観 光 課 長 堀 越 和 則		
	その他関係職員				
	教 育 次 長 関 貴 美 代		教 育 総 務 課 長 川 名 弘 晃		
	社 会 教 育 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 兼 郷 土 資 料 館 長 小 川 正 一		学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 酒 和 裕 一		
	その他関係職員				
議 題	別紙日程表のとおり				

(開会 午前10時00分)

○小高副委員長

定足数に達していますので、ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日の日程は配付のとおり審査を行います。

日程に入る前に報告します。

本日、欠席の届け出が服部雅恵委員長からありましたので、私が委員長の職務を行います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に京増藤江委員、小川喜敬委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のと通りの10件です。

議案第5号、八街市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○小川中央公民館長

それでは、議案第5号、八街市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

付議案23ページで、議案説明資料は48ページになります。

当条例で公民館運営審議会委員につきましては、学校教育・社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱しており、第6条第1項で委員の定数は15人と定めております。委嘱時に定数の委員を選任することが困難となる場合を考慮して、委員定数を15人から15人以内に改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小高副委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○京増委員

それでは、質問させていただきます。

15人の委員を選任することが困難となる場合を考慮されるとあるんですが、今まで15人を選任することが困難になった場合はあるんでしょうか。

○小川社会教育課長

今まで15人と規定されておりますので、15人を選任しております。

○京増委員

ということは、困難だったことはないように思うんですけど、例えばこの15人以内に改定する場合に、一般公募の方はぜひ減らさないようにしていただきたいという思いがあるん

ですが、この点についてはいかがでしょうか。

○小川中央公民館長

今の委員の構成で申し上げますと、学校教育関係者は2名、社会教育関係者は8名、家庭教育関係者は1名、学識経験者は4名で、合計15人となっております。特に一般の公募はしてございません。

○京増委員

ということは、一般の方の選任は今までなかったということだと思うんですが、でも、公民館を使われてきた方々は一般の方かなと思うんですけど、どのような。これは学識経験者とか家庭教育、どこに入るのかちょっと。

○小高副委員長

京増委員に申し上げます。公募ということで聞いたので、一般の方は入っているんですが、公募はしていないということを課長は説明しています。それを理解した上で質問してください。

○京増委員

確かにそうですね。公募はしていないけれど、でも、私が傍聴させていただいたときに、一般の方の委員がいらっしゃるのように感じたんですが、その点の説明をお願いします。

○小川社会教育課長

この委員の中で、公民館の利用サークルの方々がおりますので、その方々も公民館運営審議会委員として選任はしてございます。

○京増委員

公民館利用サークルの方たちは、この委員の中にどのぐらい入っていらっしゃるのか、お伺いします。

○小川社会教育課長

全部で7名おります。

○京増委員

わかりました。

○小高副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第5号、八街市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制

定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○小高副委員長

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○高山子育て支援課長

それでは、付議案の24ページをごらんください。

議案第6号、八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をします。

今回の改正につきましては、児童クラブで勤務している放課後児童支援員の認定資格研修の実施に関する改正で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正により、都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を、平成31年度より、指定都市の長も実施できることとするもので、第10条第3項各号列記以外の部分中、「都道府県知事」の次に「または地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長」を加えようとするものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小高副委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○山田委員

では、1点お伺いします。

指定都市の長が研修を実施できるということで、千葉市の市長が研修を実施できるようになるということですが、では、実際に計画等はあるのでしょうか。

○高山子育て支援課長

千葉市に確認したところ、今年度は実施の予定はないということでした。

○小高副委員長

ほかに質疑はありますか。

○山田委員

本年度はないということですが、議案質疑の中でも受講機会が拡大ということでお話をされていまして、次年度以降は開催されるようになると思うので、八街市から積極的な参加で支援員の体制の強化につなげていただければと思います。

以上です。

○小高副委員長

ほかに質疑はありますか。

○京増委員

それでは、お伺いします。

指定都市の長も研修できるということになりましたけれど、この研修内容については、今までの県の内容と同じようなものなのか、お伺いします。

○高山子育て支援課長

千葉市では、今年度は実施の予定がないということでしたけれども、同じような内容で行われるものと認識しております。

○京増委員

今までの県の研修は、守るべき基準の中に入っていたわけですが、今回の指定都市の長の研修は、やはり守るべき基準として認められるのかどうか、お伺いします。

○高山子育て支援課長

放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については従うべき基準であり、今回の職員の研修に関する事項は従うべき基準でございます。

○京増委員

指導員の資質は守られるということだと思うんですけれど、それは大変よかったですと思います。

議案質疑の中では、支援委員42人、そして補助員10人ということで、現在指導員の数は、不足はないというふうな答弁だったと思うんですが、地方などは、特に指導員の不足で緩和が求められている状況になっておりますが、八街市の場合、勤務の年数とかそういうのはどういう状況なのかお伺いします。

○高山子育て支援課長

就職年数が10年以上の方とか最近入った方とかまちまちですけれども、集計は行っていませんので、今現在は把握しておりません。

○京増委員

結構、募集はかけておりますよね。下のところでも指導員を募集していますと出ておりますけれど、結構なり手が少ないというか、やめる方も多いのではないかと思うんですが、この点についてはいかがですか。

○高山子育て支援課長

正確な人数、やめた方とか新規に入った方とか、現在手持ちの資料はないんですけれども、後ほどでよろしいでしょうか。把握しておりません。

○小高副委員長

本付託された議案と多少質疑が離れている様子なので、もう少し近付けた、関連性を持って質疑をお願いいたします。

○京増委員

この基準を定めるということは非常に重要なわけです。そして、指導員が安定的にちゃんと雇用できるこれがこの基準を満たすことになると思うんですね。そういう基準にしていかな

ければならないという点で、この安定してしなければこの基準を満たせないわけです。運営に関する基準を満たすことができないわけですから、聞いているんですね。それで、やはりその点については給与の問題などがあると思うんですね。ですから、その点についてもきちんとした基準を決めていただいて、安定した雇用につながるようにしていただきたいと思えます。

それで、この基準については、研修についての基準は守るべき基準が今後も守られると。しかし、現在の八街市の中では、児童クラブの中で基準が守られていないところがあるのでしょうか。例えば入所児童の数とかそういう面で。

○小高副委員長

京増委員に申し上げます。健全運営をしていただきたいという趣旨は伝わるのですが、今回は基準を定める条例の一部を改正する案件なので、その点を十分理解した上での質問をお願いいたします。

○高山子育て支援課長

全児童クラブ、人員基準は満たしております。

○京増委員

実住小学校内にできた児童クラブは、1つの部屋というか教室に50人ですね、たしか。2つ教室で100人ですから、単純に考えれば、1つの部屋に50人ということは、40人の基準をオーバーしているということになって、この基準が参酌すべき基準になっているのかとそういうふうに思われるんです。まず、私はこの点について質しておきたいと思えます。

○高山子育て支援課長

1支援員の人数なんですけれども、概ね40人ということで基準が定められており、それに参酌すべき基準が概ね40人となっております。

児童の集団の規模、参酌すべき基準には、一定の支援の単位を構成する児童の数、集団の規模は概ね40人以下で、こちらは50人ですけれども40人、概ねということで参酌させていただいています。あと、人のスペース、専用区画の面積は児童一人につき概ね1.65平米、こちらは基準を満たしております。

○京増委員

入所児童の数だけは参酌基準となっているということですね。わかりました。

以上です。

○小高副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

最初に、反対の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第6号、八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をいたします。

都道府県知事以外に指定都市の長も、放課後児童支援員の認定資格研修を実施できることになったことを受けての条例制定でございます。

これによって、本市の市民にとっても、研修の機会が増えることは大変喜ばしいと思います。しかし、だからといって、支援員等必要な人員を十分確保できるのかが大変疑問であります。支援員の勤務年数は確認できませんでしたが、安定的な人員確保には不安があるのではないかと思います。

入所希望者の増により、施設を増やしても、指導員の確保が追いつかないなどの理由から、一部の自治体からは基準の緩和をしてほしいという声が上がっています。しかし、従うべき基準を参酌すべき基準等への引き下げは、子どもにとっての最善の利益を守るものではありません。学童保育の質を守ることはできず、子どもの放課後の生活を守ることはできません。

実住小学校の児童クラブの定員は、参酌すべき基準となっております。子どもの命と安全を守り安心できる生活の場を保障する観点から、今回の条例には、研修する場を増やすことは賛成できますけれど、入所人数については40人以上を超えている児童クラブがあり、参酌する基準にすべきではありません。

したがって、議案第6号に反対をいたします。

○小高副委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

ほかに討論はありませんか。

(「委員長、きちっと条例のあれを、これ議案の内容を見て止めてください。全然趣旨と違いますよ。討論するのはいいですけどね。内容をきちっと踏まえてやってもらってください」と呼ぶ者あり)

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第6号、八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○小高副委員長

起立多数です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○高山子育て支援課長

それでは、付議案の25ページをごらんください。

議案第7号、八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、朝陽児童クラブにおける児童の通所時の安全確保及び施設の老朽化による生活環境改善を図るため、令和元年12月から、朝陽小学校の校舎内2教室の余裕教室を活用し、児童クラブを移設するものでございます。また、移設に伴い、朝陽児童クラブの定員を、既存の90人から100人に変更するため、所要の改正をしようとするものでございます。

なお、この条例は令和元年12月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小高副委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○山田委員

それでは、1点お伺いします。

朝陽小学校内に移設ということになりますが、そうしますと、現在の児童クラブはどのようなのか、お聞かせください。

○高山子育て支援課長

朝陽児童クラブの建物及び跡地の利用については、市役所全部署に利用意向の照会を行っているところでございます。今後は、意向結果を踏まえて検討していきたいと考えております。

○山田委員

では、ぜひとも有効な施設利用、跡地利用ができるように、庁舎内でしっかり検討していただければと思います。

以上です。

○小高副委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小川委員

1点、お聞きいたします。

第一朝陽児童クラブ、第二朝陽児童クラブということで、2教室で100人ということですが、快適な施設でありますか。教室等は狭くありませんか。その点について説明の方をよろしくお願ひいたします。

○高山子育て支援課長

第一朝陽児童クラブにつきましては、専用区画の面積が102平米あり、第二朝陽児童クラ

ブにつきましては68平米になります。専用区画の面積が児童一人につき概ね1.65平米以上と規定されていることから、一人当たりの面積は十分確保されているものと考えております。

○小川委員

快適な施設をということで、安心しました。ありがとうございました。

○加藤委員

この前伺ったのは、迎いの車が409号線の方から入るとい、体育館側から入るといお話を伺ったんですけど、交差点から近くて、富里方面からきた場合、ちょっと出入りがしづらんじゃないかと、危険じゃないかと思われまので、その辺の検討を再度お願いしたいと思ひます。

○高山子育て支援課長

朝陽小学校と教育委員会と協議させていただきたいと思ひます。

○小高副委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

それでは、お伺ひします。

この児童クラブの移設については、先ほど山田委員の発言にもありましたように、移動の際の交通安全上、本当に今まで待たれていたということで、大変喜ばしいと思ひます。

しかし、この内容を見ますと、第一朝陽児童クラブは60人の人員です。第二朝陽児童クラブは40人ですから、これは守るべき基準になっておりますが、第一朝陽児童クラブは守るべき基準になっていないと。先ほど議案第6号では、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するとい条例だったんですけど、こいう条例を出すからには、この第7号に出すからには、議案第6号で研修のことだけではなくて、ちゃんと子どもたちの入所の基準についてもきちんと書かないと、先ほどから関係ないんじゃないかといような発言が出るよなことになると思ひんですよ。

ですから、この議案第7号で参酌する基準を出しているんですから、ちゃんともとのところを出していただきたい。その要望をしておきたいと思ひます。それでなかつたら、本当に大事な子どもたちの命、健康、暮らしを守る、こいう内容にならないと思ひんです。ですから、ぜひ今後はお願いをしておきたいと思ひます。

それで、今回の第一朝陽児童クラブについては60人、これは参酌すべき基準ですが、これで子どもたちの安全は本当に守っているのか。守るべき基準から緩和をしているとこいうふうに思ひんですが、いかがでしようか。

○小高副委員長

まず、京増委員に申し上げます。先ほどのほかの委員の答弁で、第一児童クラブは102平米で一人当たり1.65平米で、未満だったといことが先ほど言っていました。今、先ほど満たしていないといことを発言したので。

○京増委員

入所です、あくまでも。

○小高副委員長

今発言していた。発言していました。それはみんな聞いているんですよ。だから、その部分は理解してください。

○高山子育て支援課長

朝陽児童クラブの5月現在の在籍人数は、67名であり、現在その67名が移設して2クラスに分かれるとなりますと、一応40人は満たしている状況でございます。

○京増委員

60人の定員のところに、第一朝陽児童クラブでは67人入っているということですね。

○高山子育て支援課長

現在、第一、第二、第三児童クラブで全員が67人通っていて、その全員が移設した場合に、2クラスに分かれて、40人弱ずつになるような予定です。

○京増委員

ですから、新たな施設では、第一朝陽児童クラブは定員は60人と、60人ですよ。ですから、これは参酌基準であって守るべき基準にすべきではないですかという、そういう質問なんですけれど。

○高山子育て支援課長

専用区画の面積としては、1.65平米を満たしていて、守るべき基準の中で運営できます。60人というのは参酌すべき基準で、概ね40人以上、40人ということで確かに拡大しておりますけれども、実際は60人の定員になる予定は、今のところ予定しておりません。

○京増委員

60人になる想定はしていないということですが、しかし実際に児童クラブには6年生まで預けることができるわけです。今は本当に子どもたちのいろいろな事故がある中で、児童クラブを楽しいところにして、子どもたちが家に一人であるんじゃなくて、児童クラブに行った方が楽しいとそういうところにしていけば、そんな60人を想定しないというようなことはないと思うんですよ。この1クラスに60人は問題ではありますが、希望する子どもたちが入所できるようにしなければいけないということで、参酌基準ではなく、この定員を守るべき基準にしていきたいと希望します。要望します。

○小高副委員長

副委員長の私の方からお伺いいたします。

本案の付託案件では、第一児童クラブを60人とここに書いてあります。先ほどの答弁では、60人にせずに40人というような答弁がありました。その辺について、しっかりと明確な答えを導き出して発言していただきたいと思いますが、本委員会に付託された第一児童クラブについては60名を考えているということで、問題ないですね。

○高山子育て支援課長

定員につきましては、第一児童クラブは60人で定めようと考えております。

○小高副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第7号、八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定の反対討論をいたします。

第一朝陽児童クラブ、第二朝陽児童クラブの移設については、今まで移動の際の安全上の問題がありました。ですから、移設は大変喜ばしいと思います。

しかし、第一朝陽児童クラブの児童数は、定員が60人となっております。守るべき基準となっております。この参酌すべき基準というのは、結局、児童クラブの守るべき基準を緩和したものであり、容認できません。

以上の理由から、議案第7号に反対をいたします。

○小高副委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第7号、八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○小高副委員長

起立多数です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○田中高齢者福祉課長

それでは、議案第8号、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

付議案は26ページ、議案説明資料は51、52ページになります。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、介護保険法の一部改正に伴いまして、八街市介護保険条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、10月からの消費税引き上げに伴いまして、低所得者の介護保険料の軽減強化として、平成27年4月から軽減措置されておりました第1段階の軽減割合を増加するとともに、第2、第3段階までの軽減対象者に拡大するものでございます。

なお、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小高副委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○京増委員

それでは、質問いたします。

第1段階の保険料は、軽減により年額2万3千700円になり、4千700円の負担減となります。しかし、後期高齢者医療保険料は、特例軽減の縮小で、年間4千100円の負担増になっております。差し引きをすると年間わずか600円の負担が減るだけです。消費税増税方向での条例改正でございますけれど、増税後負担軽減につながるのか、このことについて伺います。

○田中高齢者福祉課長

第1段階の保険料につきましては、平成27年4月から、消費税引き上げに伴いまして、前もって平成27年4月から実施しておるものでございます。その軽減の費用ですが、3千200円ということになりまして、今回の軽減の強化に合わせますと7千900円になるものでございます。そうしますと、600円とこれまで軽減措置されておりました3千200円を足して、3千800円の軽減措置になっております。

○京増委員

第1段階の軽減措置をしっかりと、この600円以上に軽減をしていると、そういう答弁だったわけですが、しかし、この第1段階の方の介護保険料の滞納は大変多いですよ。第1段階の方の、特に月に1万5千円以内の年金の方の収納率、滞納率はどのくらいだったのか、伺います。

○田中高齢者福祉課長

第1段階の方の滞納割合は、22.4パーセントでございます。

○京増委員

この22.4パーセント、第1段階ということは、これは月に1万5千円以下の年金というのではなくて、もうとにかく第1段階。でも、大体自分で納める方ですから、普通収納の方のあれかと思えます。1万5千円以下だと思えます。

そのように、22.6パーセントですか、多いわけです。2割以上の方が第1段階では滞納されていると、ですから7千幾らの合計で減額があっても足りないわけですよ。まして消費税が増税されればもっと払えなくなるというふうな想像をしなくてはいけない。暮らしをどうするのかというところでは、これは大問題であると思います。

それから、次の質問に移りますけれど、条例改正後、第1段階の保険料は年間4千700円減額です。世帯の収入や所得がわずかに多い第2段階では7千900円の減額です。両段階ともに軽減が必要でありますけれど、第1段階の軽減額が少ないことには、今まで減額してきたといっても矛盾があると思います。

第1段階の人数は第1から第3段階までの合計の中で、どのぐらいの割合になるのか、お伺いします。

○田中高齢者福祉課長

人数は、今すぐちょっとデータがございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○京増委員

いただいた52ページの説明によりますと、第1段階から第3段階までの合計は6千73人と、そして第1段階の方は3千774人ですから、ちょっと見ても約6割ぐらいの方が第1段階を占めていると思われませんが、いかがですか。

○田中高齢者福祉課長

申し訳ありませんでした。62.1パーセントでございます。

○京増委員

この62.1パーセントを占める第1段階の方の介護保険料の滞納が多いわけですから、本当にここにもっと光を当てていかないと、いざ介護を受けなくなるときに、受けなければならなくなるときに、受けられなくなってしまう。さらに介護保険料を高く払わなければならないということになって、介護が利用できなくなってしまう。サービス利用をできなくなってしまうという点では、この点も本当に大きな矛盾があると思います。

それから、消費税を増税すると、低所得者に対し介護保険料を軽減しても、暮らしを応援することはできないんですけれど、この消費税増税が介護保険料を払っている方々に対して、どういう影響を与えるのかという点について、どのように考えているのかお伺いします。

○田中高齢者福祉課長

消費税増税につきましては、高齢者に負担が増すものだと考えております。介護保険料につきましては、この消費税増税に伴いまして、保険料の軽減強化という形で実施しておるところでございます。また、来年度は、第1段階の方につきましては、最終的には基準額の0.3の割合まで軽減がなされるものがございますので、消費税に伴って負担料の割合は減額されるということで、負担は軽減されるものと考えております。

○小高副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第8号、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について反対討論をいたします。

条例の改正理由として、低所得者の保険料の軽減強化として、第1段階の軽減割合を増加するとともに、軽減対象を第3段階までの対象者に拡大するとしています。

この条例の問題の第1は、保険料軽減の財源は消費税を10パーセントへの引き上げで賄うことです。平成29年度の介護保険料の収納率は約96.62パーセント、第1段階の滞納者は338人です。滞納割合は約22パーセントになっています。後期高齢者医療保険の特例軽減縮小によって保険料を引き上げる一方、介護保険の第1段階の保険料は、令和元年度は基準額の0.375パーセント、4千700円の減額です。また、第2段階は7千900円の減額。所得が低い第1段階の保険料の減額が少ないのは矛盾です。

第3段階までを軽減するといっても、消費税増税で、後期高齢者医療保険料の特例軽減措置の縮小により全体的には負担が増えます。所得が低い人ほど負担が増える消費税増税は中止すべきです。

以上の理由から反対いたします。

○小高副委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第8号、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○小高副委員長

起立多数です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和元年度八街市一般会計補正予算中、当委員会分についてを議題といたします。

お諮りします。審査の方法は款ごとに審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

ご異議なしと認めます。審査の方法は款ごとに審査することに決定しました。

歳出2款総務費の提案者の説明を求めます。

○古内市民協働推進課長

それでは、2款総務費、1項総務管理費、10目協働のまちづくり推進費についてご説明いたします。

補正予算書10ページをごらんください。

補正前の額に2千436万円を追加し、4千178万5千円にしようとするものでございます。

それでは、事業費ごとにご説明いたしますので、備考欄をごらんください。

最初に、地区コミュニティ推進費686万円につきましては、19節負担金補助及び交付金で、住野区のコミュニティセンター建設及び榎戸区の榎戸公民館改修工事の費用の一部を補助するため、地域集会施設建設等補助金を計上するものでございます。

次に、地区コミュニティ育成費1千752万円につきましては、19節負担金補助及び交付金で、住野区のコミュニティセンター建設及び榎戸区の榎戸公民館に整備する机や椅子などの備品等の購入について、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業による助成の採択を受けることからコミュニティ助成事業補助金として計上するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小高副委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費の提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順をお願いいたします。

○日野原社会福祉課長

補正予算書10ページ、11ページをごらん願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、補正前の額に923万9千円を追加し、補正後の額を4億7千998万9千円にしようとするものです。

備考欄をごらん願います。プレミアム付商品券事業については、平成31年3月議会において、平成31年予算の第1号補正として予算計上したところですが、商品券発行において必要な経費が発生したことによる部分と不要の部分が判明したため、第2号補正予算として計上するものです。

補正内容は、3節職員手当は一般職の時間外勤務手当、11節需用費は商品券の申請、引きかえ券等の通知時のチラシ印刷等や、12節臨時電話の通話料等、13節委託料は、受付や臨時電話の受け答えによる臨時職員の手当、郵便局への商品券販売事務委託料及び郵便局に委託したことによる商品券保管業務の減が主なものでございます。特に郵便局への商品券販売委託につきましては、市職員が現金を扱った場合の盗難等の事故防止が回避できることに

加え、郵便局が市内6カ所の広範囲に所在していることにより、購入希望者の利便性が図られること、さらに商品券保管にあたって警備業務が不要になるなどの利点が考えられます。

なお、今回の第2号補正予算積算にあたっては、10分の10、全額補助対象になることを確認しております。

次に、2目総合保健福祉センター費につきまして、補正前の額に116万7千円を追加し、補正後の額を1千529万円にしようとするものです。

これは、保健福祉センター2階の一部の蛍光灯の安定器部分が故障しており、蛍光灯を新しいものと交換しても点灯しない状況となっております。同センター2階は、健診業務や保健指導の会場として使用しており、業務に支障が出ております。故障部分について緊急に修繕するため、補正予算を計上するものです。

○高山子育て支援課長

続きまして、2項児童福祉費、3目母子福祉費につきましては、補正前の額に293万1千円を追加し、補正後の額を4億5千793万2千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金給付事業費293万1千円につきましては、国庫補助対象事業である未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金支給事業を活用し、令和元年11月分の未婚の児童扶養手当受給者に対し、1万7千500円の給付を行うものでございます。

補正内容は、3節職員手当は、一般職の時間外手当による68万8千円の増額であります。11節需用費は、給付金のチラシ印刷や封筒印刷費による10万9千円の増額であります。12節役務費は、申請書・チラシの郵送料及び口座振込手数料による3万4千円の増額であります。19節負担金及び交付金は、給付金支給額1万7千500円、120人分の事業費210万円の増額であります。

なお、今回の第2号補正予算積算にあたっては、10分の10、全額国庫補助対象になることを確認しております。

以上で3款民生費の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小高副委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○京増委員

それでは、社会福祉総務費のプレミアム付商品券発行事業について、まず、職員の時間外手当についてお伺いしますが、これは何人ぐらいで当たるのかお伺いします。

○日野原社会福祉課長

こちらは、社会福祉課の職員、それから商工観光課の職員、あとは子育ても対象になりますので子育て支援課の職員等で、10名で対応してまいります。

○京増委員

この10名で担当して、労働時間はきちんと基準以内に守られるのかどうか伺います。

○日野原社会福祉課長

基準以内で対応してまいります。

○京増委員

子育て世代については、2歳以下の子どもがいる世帯が対象となっております。なぜ2歳以下なのか、不公平ではないかという声が実際に上がっています。また、今回のプレミアム付商品券は、最大でも5千円のプレミアムしかつきませんので、対象や支給総額もこれまでの商品券や給付金と比べても小規模にとどまっています。予算に対し効果をどのぐらいで見ているのかお伺いします。

○日野原社会福祉課長

今回のプレミアム付商品券事業は、消費税地方消費税の10パーセントの引き上げが低所得者、それから子育て世帯に与える影響を緩和するということが、まず目的ということで、あとは地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う市町村に対して、その実施に必要な経費、事業費及び事務費を国が全額保証するという事業でございます。

この点につきましては、購入者は5セット買うことによって最大の5千円分のプレミアムがつかってくる。これは生活費等の補助となると。それからあとは販売協力店につきましては、商品販売による売上増につながる。それから印刷業者は、商品券等を印刷することによって、商品券の印刷による売上増につながるということで、一定の効果はあると考えております。

○京増委員

一定の効果はあるという答弁だったんですけど、お金を使うわけですから効果がないと困るんですけど、しかし、印刷をしたり売ったりとかそういう際には地域経済にある程度いい影響があるかもしれないけれど、しかし、消費税増税をした後はさらに不景気になるだろうということが予想されているわけですから、これが本当に、この事業が消費喚起につながるのかということでは、問題があると思います。

その次にお伺いするんですけど、子どもの年齢は2歳までですが、いつからいつまでに生まれた子どもが対象になるのか、お伺いします。

○日野原社会福祉課長

今回の子育て世帯につきましては、消費税の税率改正が令和元年10月1日ということになりますので、対象は平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子どもがいる世帯の世帯主が対象ということで、3歳半までが対象という形になります。

○京増委員

最初は3歳未満の子どもが対象だったんですけど、半年延びて3歳半までが対象になるということですが、その結果、対象となる子どもがいる世帯、また対象となる住民税非課税の世帯は何世帯なのか、それぞれ伺いします。

○日野原社会福祉課長

非課税の世帯は約1万2千人、それから3歳半の子育て世帯については約1千100人を見込んでおりまして、合計で1万3千100人を見込んでおります。

○京増委員

子育て世代は、本当に大変な状況の中で一生懸命子育てをしているわけですが、わずか1千100人しか対象にならないということですが、例えばこれは18歳までの子どもの人数に対して、この1千100人というのはどのぐらいの割合なのか、わかりますか。

○日野原社会福祉課長

申し訳ありません。ちょっと把握しておりません。

○京増委員

そうですね。給食を食べている子どもたちだけでも4、5千人いるかと思うんですが、本当に中途半端な不公平なプレミアム付商品券ではないかと思います。

次に母子福祉費について、次にまいります。未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の給付事業費ですが、一人につき1万7千500円の給付ということですが、これは議案質疑でありました83名でしたか。その83名の方に支給されるのか、まず確認します。

○高山子育て支援課長

平成31年3月時点で、児童扶養手当受給者711人のうち、未婚のひとり親は84人、令和元年5月では、児童扶養手当受給者671人のうち、未婚のひとり親は83人です。給付金基準日が7カ月後の10月31日であることから、新規申請者、転入等の今後の増加に対応できるように120人分を見込みました。

○京増委員

今回の未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金というのは、今までこういうことが本当になかったので、未婚の世帯では本当に助かるだろうと思います。今回は、未婚のひとり親については、税制の面でもちょっと少しだけ優遇策できたということで、本当にこれはいいいと思いますので、ぜひ未婚の場合は、離婚されたり、また死別された家庭は本当に厳しい状況にあると思いますので、さらに充実を求めたいと思います。

以上です。

○小高副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の提案者の説明を求めます。

○飛田健康増進課長

補正予算書12ページをごらんください。

4款衛生費、1項保健衛生費中、2目予防費についてご説明いたします。

2目予防費は、補正前の額から811万5千円を増額し、補正後の額を1億6千78万1千円とするものでございます。

説明欄をごらんください。各種予防費811万5千円を増額につきましては、12節役務費

1 1 万 8 千 円 及 び 1 3 節 委 託 料 6 7 4 万 7 千 円 の 増 は、高 齢 者 肺 炎 球 菌 感 染 症 の 定 期 予 防 接 種 に 係 る も の で、本 年 3 月 2 0 日 の 予 防 接 種 法 施 行 令 の 一 部 改 正 に よ り、対 象 年 齢 が 拡 大 さ れ た こ と を 受 け、新 た に 対 象 と な っ た 年 齢 の 方 に 対 す る 通 知 費 用 及 び 予 防 接 種 費 用 等 を 増 額 補 正 し よ う と す る も の で ご ざ い ま す。

1 9 節 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金 1 2 5 万 円 の 増 は、風 疹 の 流 行 状 況 を 踏 ま え、千 葉 県 の 無 料 抗 体 検 査 を 受 け た 結 果、抗 体 価 が 低 い と さ れ た 方 に 対 し ワ ク チ ン 接 種 費 用 の 一 部 を 助 成 し、予 防 接 種 を 促 進 す る こ と に よ り、妊 婦 へ の 感 染 防 止 を 図 ろ う と す る も の で、一 人 当 た り 5 千 円 を 上 限 と す る 接 種 費 補 助 金 を 予 算 計 上 し よ う と す る も の で ご ざ い ま す。

以 上 で 説 明 を 終 わ り ま す。ご 審 議 の ほ ど よ ろ し く お 願 い い た し ま す。

○小高副委員長

以 上 で 説 明 が 終 わ り ま し た の で、質 疑 を 許 し ま す。

○京増委員

上 限 5 千 円 の 補 助 が さ れ る と い う こ と で、こ れ は 本 当 に い い こ と だ と 思 う ん で す が、こ の 告 知 と い い ま す か お 知 ら せ に つ い て は ど の よ う に す る の か、お 伺 い し ま す。

○飛田健康増進課長

こ ち ら の 制 度 の お 知 ら せ に つ き ま し て は、広 報 や ち ま た、あ る い は ホ ー ム ペ ー ジ、あ る い は 各 医 療 機 関 に ポ ス タ ー を 掲 示 さ せ て い た だ く な ど し て、周 知 を 図 っ て ま い り た い と 考 え て お り ま す。

○京増委員

せ っ か く の 予 算 で す か ら、対 象 と な る 方 が、そ れ こ そ 全 て の 方 が 受 け ら れ る よ う に と い う こ と で、し っ か り と 告 知 を お 願 い し た い と 思 い ま す。

○小高副委員長

ほ か に 質 疑 は あ り ま せ ん か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

質 疑 が な け れ ば、こ れ で 質 疑 を 終 了 し ま す。

こ れ か ら 討 論 を 行 い ま す。討 論 は あ り ま せ ん か。

最 初 に、反 対 討 論 の 発 言 を 許 し ま す。

○京増委員

そ れ で は、議 案 第 1 0 号、令 和 元 年 度 八 街 市 一 般 会 計 補 正 予 算 に つ い て、反 対 討 論 を い た し ま す。

市 民 の 暮 ら し は、収 入 減、消 費 税 8 パ ー セ ン ト へ の 増 税、物 価 高、社 会 保 障 費 の 負 担 増 な ど に よ り、消 費 税 が 1 0 パ ー セ ン ト に な れ ば 暮 ら せ な い と、市 民 か ら 悲 鳴 が 上 が っ て い ま す。全 国 の 市 長 会 で は、予 定 ど お り 消 費 税 を 1 0 パ ー セ ン ト に 引 き 上 げ る と い う よ う な 決 議 が な さ れ た と 答 弁 が あ り ま し た け れ ど、市 民 の 生 活 実 態 か ら は かけ 離 れ て お り ま す。

こ の 1 0 月 か ら の 消 費 税 率 1 0 パ ー セ ン ト へ の 増 税 に よ る 影 響 を 緩 和 す る な ど の 目 的 で、プ

レミアム付商品券が発行されます。住民税非課税世帯と3歳までの子どもがいる世帯を対象に、最大2万円まで購入可能で2万5千円分の買い物ができます。これまでも地域振興券1999年、定額給付金、プレミアム付商品券など実施されましたけれど、内閣府の調査でもその効果は疑問視されております。

今回のプレミアム付商品券は、非課税者約1万2千人、子育て世代は3歳未満の子どもが対象でありましたけれど、平成28年から令和元年9月30日生まれまでの、3歳半までと多少増やされ、1千100人を見込んでおります。合計1万3千人です。

答弁では、多少の効果はあるということでした。しかし、このプレミアム付商品券は提供されますけれど、その後は消費税10パーセントが続きます。今回のプレミアム付商品券は、最大でも5千円のプレミアムにすぎず、対象や給付総額もこれまでよりも小規模にとどまっていますから、その効果はさらに疑問ではないでしょうか。

景気悪化の中で、増税を強行すれば、日本経済も国民の暮らしもどん底に落ち込むと、専門家は警鐘を鳴らしております。日本共産党は、消費税に頼らない別な道で家計を応援し、格差と貧困を質し、国民が明日の暮らしに希望が持てる提案をしております。消費税増税を中止すれば、プレミアム付商品券発行事業は必要ありません。消費税増税中止を求めます。

新たな未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金事業等には賛成できますけれど、以上の理由から、議案第10号に反対します。

○小高副委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第10号、令和元年度八街市一般会計補正予算中当委員会分についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○小高副委員長

起立多数です。議案第10号中当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

議案第14号、令和元年度八街市一般会計補正予算中当委員会付託分についてを議題とします。

歳出3款民生費の提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順にお願いいたします。

○高梨障がい福祉課長

それでは、補正予算書10ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目障害者福祉費についてご説明いたします。

補正前の額に16万2千円を増額し、補正後の額を18億9千973万円としようとするものでございます。

説明欄をごらんください。障がい者福祉諸費16万2千円を増額は、18節備品購入費で、本年10月から施行される就学前の障がい児の発達支援の無償化への対応についての、障がい者自立支援給付支払等システム改修に係るソフトウェアの購入経費でございます。

こちらは、全額国庫による負担として措置をされます。

○田中高齢者福祉課長

続きまして、7目介護保険費についてご説明いたします。

補正前の額に3千28万4千円を追加し、補正後の額を8億40万9千円にしようとするものでございます。

説明欄をごらんください。介護保険特別会計繰出金3千28万4千円を増額につきましては、一般会計から低所得者の介護保険料軽減に伴う事業費の一部を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

○高山子育て支援課長

続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、補正前の額に2千91万4千円を増額し、補正後の額を1億4千460万5千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。児童福祉総務費2千91万4千円を増額につきましては、令和元年10月より実施される幼児教育・保育無償化に伴うシステム改修費及びその事業を実施するにあたり生ずる事務費です。

補正内容は、3節職員手当は、一般職の時間外手当による571万2千円を増額であります。11節需用費は、事務用消耗品による5万5千円を増額であります。12節役務費は、各種通知郵送料による9万2千円を増額であります。13節委託料は、幼児教育・保育無償化システム改修事業費1千505万5千円を増額であります。

なお、今回の第3号補正予算積算にあたっては、10分の10、全額国庫補助対象になることを確認しております。

以上で3款民生費の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小高副委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○京増委員

それでは、介護保険費についてお伺いします。

ちょっと、よく聞こえなかった部分もあったんですけど、これは介護保険料の軽減の部分での補正ということで、まずその理解でよろしいでしょうか。

○田中高齢者福祉課長

介護保険事業の介護保険料の軽減に伴う事業費の一部を繰り出すものです。

○京増委員

そのところが理解できなかったので、介護保険料の医療の一部というのは、これは3月議会で、後期高齢者医療保険料の特例軽減を縮小する中で介護保険料を引き下げるところで、医療への補助金、その理解でよろしいですか。

○田中高齢者福祉課長

今回、条例でも出ささせていただきましたが、介護保険料の軽減強化ということで、介護保険料の軽減する分を国、県、市で負担するものを、一般会計から特別会計に繰り出すものでございます。

○京増委員

それでは、この828万4千円というのを一般財源から出しますけれど、これはどこに相当するんですか。

○田中高齢者福祉課長

828万4千円につきましては、16款の県支出金が733万3千円、また介護保険料特別繰出金としまして市の負担分95万円、合算で828万4千円となります。

○京増委員

これは一般財源から受けるというふうなことで書いてあると思うので、今まで県から入ってきたお金も含めて一般財源から出すということになるわけですね。

○田中高齢者福祉課長

そのとおりでございます。

○京増委員

結局、市の負担が増えるということだと思います。

国が消費税を引き上げることによって、介護保険料の低所得者に対する負担を軽減しなければならないわけですから、本来ならば全額国が負担をすべきではないかと思います。そのことを申し上げて、次の児童福祉総務費に移りたいと思います。

幼児教育・保育無償化システム改修業務についてですが、幼児教育の対象は何人になるか、そのうち無償化の対象になるのは何人か、お伺いします。

○高山子育て支援課長

平成31年4月1日時点の園児で算定いたしますと、在園児1千326人のうち、3歳以上が1千13人、ゼロ歳から2歳児までの住民税非課税世帯が64人、合計1千77人が対象になるかと思われまます。

○京増委員

今は保育の対象を聞きましたが、次に幼児教育の対象は何人なのか、そのうち無償化の対象になるのは何人か、お伺いします。

○高山子育て支援課長

先ほど申し上げましたのは、保育園・幼稚園の全員の合計で、保育園に関しましては926人、幼稚園は400人……、精査してお答えさせていただきます。

○京増委員

すみません。よくわからなかったんですけど、幼児教育と保育に分けて今答弁していただいたと思うんですが、もう一回、答弁していただけますか。

○高山子育て支援課長

在園児1千326人のうち、3歳以上の保育園の園児が613人、幼稚園の園児が400人になります。ゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯64人の内訳は、今資料を持ち合わせておりません。

○京増委員

保育園の634人のうち、この保育園の無償化の対象者のうち、高い保育料を払っている方々もいらっしゃると思うんですね。所得が高い方は結構保育料は払っていらっしゃると思うんですが、その方たちも無料化になって、これは、本当はいいんですけど、しかし、ひとり親世帯などでも、実際に保育料が無料になっている方たちにとっては恩恵はないと、恩恵はありませんよね。そのことについて伺います。

○高山子育て支援課長

保育料がもともと無料の世帯の方については、今回の制度は影響がないものであります。

○京増委員

ですから、本当に支援の必要な方、生活の支援が必要な方には恩恵がないという、そういう内容だと思います。ですから、もともと保育料が無料の世帯に対しては、消費税だけが重くのしかかっていくと、そういう内容であると思います。

あと、この無料化によって、待機児童の人数の見通しはどうか、伺います。

○高山子育て支援課長

保育園の待機児童につきましては、ほかの市町村と同様に2歳児以下が中心であります。今年度につきましては、小規模保育所ひよこのお家に移転し、2歳児以下の定員数の増加を図る予定です。

なお、4歳児、5歳児につきましては、就園率が4月1日現在93パーセントであることや、クラスに空きがあることから、影響は少ないものと考えております。

○京増委員

全国的にも、保育料が無償化になることによって、保育園に入りたいという人が殺到するのではないかと、生活が苦しいわけですから、消費税が上げられて。ですから、今のような見通しはちょっと甘いかなと。今も既に八街市でも待機児童がいて、ましてこれから生活が大変なるんですから入所希望者は増えると見込まざるを得ないと思います。そういう点では、この消費税増税による保育料などの無償化というのは、本当に矛盾があると思います。

以上です。

○小高副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

最初に反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第14号、令和元年度八街市一般会計補正予算について反対討論をいたします。

補正予算について、説明資料には、幼児教育無償化に伴う基幹システムの改修経費や低所得者介護保険料軽減に伴い介護保険特別会計繰出金を計上する必要があるとしております。この補正予算は消費税の増税絡みの予算でございます。

介護保険費については、後期高齢者医療費の低所得者に対する軽減特例措置の縮小で、令和元年度の医療保険料は年額4千100円の増額をするもとで、第1段階から第3段階までの介護保険料の軽減をしようとするものです。

しかし、第1段階の保険料額は年額4千700円減額、第2段階は7千900円減額、収入所得が多い世帯が多く減額されることには矛盾があります。既に第1段階では多額の、多額というほどではありませんけれど、保険料が減額されているという答弁がございました。しかし、本来、第1段階から第3段階までの世帯に対し、十分な軽減は必要でございますけれども、消費税を増税する一方で介護保険料を軽減しても、暮らしを応援することはできません。以上の理由により、一般財源からは828万4千円を投入することになりますが、認められません。

また、児童福祉総務費については、消費税増税を前提として幼児教育・保育無償システム改修業務の委託料と職員手当に対する支出でございます。保育料等の無償化はひとり親世帯などには恩恵がなく、消費税だけが重くのしかかります。所得が多い世帯ほど恩恵が大きい。また待機児童は全国的にも増えると言われております。市民の暮らしを追い詰める消費税増税は中止しかないとを申し上げ、反対討論とします。

○小高副委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第14号、令和元年度八街市一般会計補正予算中当委員会付託分についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○小高副委員長

起立多数です。議案第14号中当委員会付託分は原案のとおり可決されました。
会議中ですが、ここで10分間の休憩をします。

(休憩 午前11時27分)

(再開 午前11時37分)

○小高副委員長

再開します。

休憩前に続き会議を開きます。

議案第12号、学校給食センター施設用備品（第二調理場食缶洗浄システム）の購入についてを議題とします。

この議案は、朗読を省略して直ちに提案者の説明を求めます。

○酒和学校給食センター所長

それでは、議案第12号、学校給食センター施設用備品（第二調理場食缶洗浄システム）の購入について説明いたします。

追加付議案は2ページ、追加議案説明資料は1ページとなっております。

本備品の購入につきましては、一般競争入札の結果、日本調理機株式会社千葉営業所が、2千376万円で落札し、令和元年5月29日に仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

食缶とは、調理済の給食を運搬するための容器で、主菜の汁物などの運搬に用いられる丸型食缶や、副菜などの運搬に用いられる角型食缶がございます。この食缶や調理器具などを洗浄する食缶下洗い機と食缶洗浄機を合わせて食缶洗浄システムとなっております。

学校給食センター第二調理場で使用している食缶洗浄機は、設置後20年が経過し、老朽化に伴い各種の不具合が起きることがありますが、センサー類や制御基板などの電気系統の使用部品の製造が中止となっており、在庫がなく、根本的な修繕を行うことが困難であることから、これを購入しようとするものです。

議決後、直ちに発注し、令和元年8月25日までの納品を予定しております。

以上で議案第12号、学校給食センター施設用備品（第二調理場食缶洗浄システム）の購入についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○小高副委員長

以上で提案者の説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。

○京増委員

入札の参加者は何者だったのでしょうか。

○酒和学校給食センター所長

お答えいたします。参加者につきましては、4者参加いたしております。

以上です。

○京増委員

入札率はどのくらいだったんですか。

○酒和学校給食センター所長

予定価格2千609万2千800円に対しまして、今回の落札額2千376万円、落札率は91.06パーセントでございました。

○小高副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第12号、学校給食センター施設用備品(第二調理場食缶洗浄システム)の購入についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○小高副委員長

起立全員です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、八街市立八街中学校屋内運動場非構造部材耐震改修等建築工事の請負契約の締結についてを議題とします。

この議案は、朗読を省略して直ちに提案者の説明を求めます。

○川名教育総務課長

それでは、議案第13号、八街市立八街中学校屋内運動場非構造部材耐震改修等建築工事の請負契約の締結についてご説明いたします。

追加付議案は3ページ、追加議案説明資料は2ページとなっております。

本工事は、避難所として指定されている八街中学校の屋内運動場の非構造部材等の耐震改修工事等を実施するものです。

今回、一般競争入札の結果、株式会社畔蒜工務店が、2億606万4千円で落札し、令和元年6月5日に仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものです。

工事概要につきましては、アリーナ上部の天井の撤去工事、老朽化したタイル等の外壁改修工事、舞台装置改修工事、ガラスサッシ等の建具改修工事、雨漏りをしておりますのでカバー工法による屋根の外部改修工事、ステージ床等の内部改修工事、出入り口部等の平場の屋根の防水改修工事、バスケットゴール等の体育器具改修工事等が主な工事となっております。

す。

工事は、議決後、直ちに着手し、令和2年1月31日の完成を予定しております。

以上で議案第13号、八街市立八街中学校屋内運動場非構造部材耐震改修等建築工事の請負契約の締結について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○小高副委員長

以上で説明が終わりましたので質疑を許します。

○京増委員

入札率はどのぐらいだったんですか。

○川名教育総務課長

予定価格、税抜きですけれども、1億9千90万円に対しまして、落札金額は1億9千80万円で、落札率にして99.9パーセントとなっております。

○京増委員

99.9パーセントの落札率、本当に高いというところで、問題だなと思うんですけど、このぐらいの落札率で今まで事業を行ったことはあるんでしょうか。

○川名教育総務課長

私の記憶の中では、ちょっと100パーセントに近い、このぐらいにあったかと思うんですけども、定かではないんですけども、この落札率につきまして、うちの方で正確に積算して予定価格を出し、積算しておりますので、この近い価格で入札したということは、業者の方も適正な価格で積算したのではないかというふうに考えられますので、この金額が決して高いものではないかというふうに考えております。

○京増委員

99.9パーセントは、本当に私には疑問ではありますが、しかし妥当な金額というふうに教育委員会は判断しているわけですけど、本当に急がなければならない工事ということでは、安全面からもきちんとしなければいけないということで、きちんとし工事を業者さんに求めていただきたいと思います。

○小高副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第13号、八街市立八街中学校屋内運動場非構造部材耐震改修等建築工事の請負契約の締結についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○小高副委員長

起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

この議案は、歳入歳出全款について提案者の説明を求めます。

○田中高齢者福祉課長

それでは、議案第15号、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算につきまして、ご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

この補正予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ470万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億9千545万9千円にしようとするものでございます。

詳細につきましては事項別明細によりご説明いたします。補正予算書の8ページをごらんください。

最初に、歳入でございますが、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、補正前の額から2千933万4千円を減額し、補正後の額を13億1千805万1千円にしようとするものです。これは、低所得者の保険料軽減強化に伴う保険料の減額分でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目介護保険事業補助金に180万円を計上しようとするものです。これは、低所得者の保険料軽減等に伴う介護保険システム改修に伴う国の補助金でございます。

5款県支出金、2項県補助金、4目介護施設等整備事業交付金につきましては、補正前の額から195万1千円を追加し、補正後の額を4千115万1千円にしようとするものです。これは、地域介護・福祉空間整備事業補助金の補助単価改正に伴う補助金の追加分でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目低所得者介護保険料軽減繰入金につきましては、補正前の額に2千933万4千円を追加し、補正後の額を4千149万4千円にしようとするものです。これは、低所得者介護保険料軽減の一般会計からの繰入金でございます。

同じく6目その他繰入金につきましては、補正前の額に95万円を追加し、補正後の額を5千90万2千円にしようとするものです。これは、事務費等繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、10ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、補正前の額に470万1千円を追加し、補正後の額を5千89万8千円にしようとするものでございます。これは、13節委託料275万円は、低所得者の介護保険料軽減等に伴う介護保険システム改修業務に係る経費でございます。

19節負担金及び交付金195万1千円は、地域介護・福祉空間整備事業補助金の補助単価

改正に伴う補助金の追加分でございます。

以上で、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小高副委員長

以上で説明が終わりましたので質疑を許します。

○京増委員

保険料についてお伺いします。今回の低所得者への保険料軽減で、介護保険の財政についてはどのような影響があるのか、お伺いします。

○田中高齢者福祉課長

軽減につきましては、軽減分は、国、県、市から新たに繰り入れるものですので、介護保険自体の財政についてはそれほど影響はないと思っております。

○京増委員

次に、10ページについてです。一般管理費、一般財源から95万円の支出ですが、この支出の理由は何でしょうか。

○田中高齢者福祉課長

こちらにつきましては、介護保険のシステム改修業務でございまして、委託料が275万円、国からの補助金が180万円、その差額分の95万円を市から負担するものでございます。

○京増委員

これは消費税増税に絡むものですから、本来ならば国が全額出すべきものではないでしょうか。

○田中高齢者福祉課長

消費税の増税分、保険料軽減に係るシステムにつきましては、10分の10で国から出ております。そのほかに、レイアウトの改定、また介護職員の処遇改善に係るシステム改修も含まれておりますので、その分で、トータルで275万円になっております。

○京増委員

このシステム改修については、消費税絡みということでは問題あると思います。

次に、地域介護・福祉空間整備事業補助金について、これも消費税増税に伴っての補助金だと思うんですが、これはどこなのか、何件あるのかお伺いします。

○田中高齢者福祉課長

これは、社会福祉法人生活クラブが、八街市の吉倉に計画しております小規模多機能居宅介護事業所に係る補助金でございます。

○京増委員

これは、生活クラブだけということは、ほかのところでは、補助金が出ているというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○田中高齢者福祉課長

現在、八街中学校生活圏域、4圏域ございますが、これまで3圏域分につきましてはもう既

に実施しております。各施設においては補助金が出ております。

八街南中学校区に、この第7期の介護保険事業計画におきまして、新たに1施設計画をしております。その分の補助金でございます。

○小高副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第15号、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算追加分に対して反対討論をいたします。

低所得者の介護保険料軽減は、本来ならば誰もが望むところですが、消費税増税に伴うというのでは賛成できません。そして、消費税増税に伴うシステムの改修、地域介護・福祉空間事業の補助の補正予算でございますが、そのうち市の負担は95万円です。市民の生活実態を無視した消費税増税に係る事業に、一般財源から支出すべきではないと思います。消費税増税に伴う地域介護・福祉空間整備事業に補助金を出すことは必要でございますけれど、これからの充実にはさらなる介護報酬の引き上げなどが必要と思います。

以上の点から、反対をいたします。

○小高副委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第15号、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○小高副委員長

起立多数です。議案第15号は原案のとおり可決されました。

請願第元-1号の審査を行いますので、関係する職員以外は退席して結構です。

(職員退席)

○小高副委員長

請願第元-1号、後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める請願を議題とします。

議会事務局長が朗読します。

○水村議会事務局長

それでは朗読をいたします。

請願文書表、受理番号請願第元－1号。

受理年月日、令和元年5月14日。

件名、後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める請願。

請願者、八街市大谷流857-5、全日本年金者組合八街支部支部長、安西茂夫様。

紹介議員、丸山わき子議員。

請願の趣旨、下記のとおり。

請願書、件名、後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める請願。

請願趣旨、経済的な理由により、必要な受診ができない高齢者が増えています。総務省の平成29年家計調査報告によると、高齢夫婦無職世帯では、生活費などが毎月約5万5千円不足し、貯金を取り崩して生活せざるを得ない状況が明らかです。また、「平成28年国民生活基礎調査」では、貯金なしの高齢者世帯は15.1パーセントにのぼる実情です。

こうしたもとで、平成30年6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」（骨太方針2018）では、「世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担のあり方について検討する」とされました。

具体的には、後期高齢者の医療費窓口負担を、原則1割から2割にする議論が始まっています。年金収入も減る中、後期高齢者の窓口負担の原則2割化は、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻化します。

全国保険医団体連合会が実施した「2015年受診実態調査」の全国集計では、回答した医療機関の73パーセントが、後期高齢者の患者窓口負担の原則2割への引き上げは「受診抑制につながる」と回答しています。厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会でも、2割化によって受診抑制が広がるなど、懸念の声も出されています。また、高齢者の負担増は、介護に携わる現役世代の生活をも圧迫することになり、全世代に多大な影響を与えます。

以上の趣旨により、下記事項について請願いたします。

請願事項、1、国と関係省庁に対して、「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書を提出してください。

以上、地方自治法第124条の規定に基づき請願いたします。

令和元年5月14日、八街市議会議長、木村利晴様。

以上でございます。

○小高副委員長

朗読が終わりました。

委員の皆様に申し上げます。

これから議員問の討議を行います。執行部に願意について、行政の内容や現状の説明を求めることはできますが、請願の性質上、執行部は直接の当事者ではありませんので、願意の是非について執行部を問いたすような発言は禁止いたします。

この請願について、意見等のある委員は発言を願います。

○角委員

今後、日本の総人口が減少に転じていく中、高齢者の占める割合は増加していき、2055年には人口の4人に1人が75歳以上となると推計されています。少子高齢化が進む日本社会において、現行の保険税や保険料では限界を迎えつつある国民健康保険の制度を維持するために、誰にどの程度の負担をしてもらうべきかという議論が、今佳境を迎えている状況となっております。厚生労働省や財務省など、中央官庁各所が保険の負担増を主張せざるを得ないほどに、日本の保険制度は危機的状況にあると言われていています。

国では、骨太方針2018において、団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の維持性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担のあり方について検討するとしており、厚生労働省では、2022年に向け、関係者の意見を考慮しつつ、引き続き社会保障審議会の医療保険部会において検討することとしております。

この状況下、全国後期高齢者医療広域連合協議会から、低所得者への配慮が要望されているようですけれども、県内市町村の動向はどのような状況なのか、伺います。

○吉田国保年金課長

県内全ての市町村の状況というものを私の方で把握しているわけではございませんけれども、私の方で知り得ている範囲で申し上げます。習志野市、柏市、我孫子市の方で本年の3月議会におきまして、こういった同様の請願あるいはその意見書というものが審議されているということでは、承知をしております。

○角委員

どのような結果というか、なったのか、わかれば教えてください。

○吉田国保年金課長

インターネットで私の方も確認をしたんですが、それぞれ3月議会においての、この3市の請願につきましては、いずれにつきましても否決あるいは不採択という結果だったように記憶しております。

○小高副委員長

ほかに発言はありますか。

○加藤委員

ちょっと教えていただきたいんですが、この請願の中に、「平成28年国民生活基礎調査では、預金なしの高齢者世帯が15.1パーセント」ということが言われていますけれども、八街市ではこういうことはわかりますでしょうか。

○吉田国保年金課長

この請願でございます「国民生活基礎調査」でございますが、これは私の方でもインターネットでこの調査結果は確認をさせていただきましたが、これについては、厚生労働省の企画・運営に必要な基礎資料を得るということで、全国の世帯並びに世帯員を対象として無作為に抽出をした調査結果によるものだというふうに承知をしております。

本市におきましては、こういった同様の貯蓄調査というものを実施しておりませんので、八

街市において、その貯金なしの世帯がどれぐらいあるかということにつきましては、実態については把握をしておりません。

○加藤委員

窓口負担を1割から2割にした場合、病院での受診率が下がるというようなことをうたっておりますけれども、これはどのように変化がされるのか、見込はわかりますでしょうか。

○吉田国保年金課長

窓口負担が1割から2割に増えた際に、その受診の変化がどのように予測をされるのかといったところのご質問かと思いますが、本市におけます所得区分によります窓口の負担の割合というのを見てみますと、3割負担の方が5.3パーセントであるの対しまして、1割負担が94.7パーセントを占めており、その後期高齢者世帯の大半が低所得者世帯に入ることが伺えるかと思えます。

となりますと、当然その窓口の負担が1割から2割に引き上げられるということになりますと、その程度というものはわかりませんが、この請願にあるようにその受診抑制につながるおそれがないということでは言い切れないというふうに思います。

○小高副委員長

ほかに発言はある方。

○加藤委員

後期高齢医療制度の持続可能な運営を考えるにあたりまして、高齢者の医療費を現在負担している現役世代の保険料負担は、どのように変化していくか、わかりますでしょうか。

○吉田国保年金課長

後期高齢者医療制度の財源につきましては、ご本人様が医療機関で支払いを行います自己負担分を除きまして、国、県、市町村からのいわゆる公費負担が5割、現役世代からの支援金として4割、それと75歳以上の高齢者自身の方々に支払っていただく保険料というものが1割となっておりますので、この割合を見ましても、その多くを現役世代の方に負担をしていただいているという状況でございます。

現在のこの少子高齢化が急速に進んでいるという状況を考えますと、当然、その現役世代の方に係る負担というものについては増加していくのではないかと。その程度についてはわかりませんが、間違いなく増加をしていくことについては、間違いのないのではないかとこのように考えています。

○小高副委員長

ほかに発言はございませんか。

○京増委員

70歳以上の医療費、つい最近というものでもないんですけど、割と最近まで1割負担でした。それが小泉首相のときに、2割負担に決まったときに、市民の方から、医療費が2割になったら病院に行けませんと、そういう本当に悲痛な意見が上がりました。ですから、この後期高齢者の2割負担というのは、大変なものだと思います。

そこでお伺いしたいんですけど、後期高齢者の保険料も県下最低クラスですが、これを2割にしたら、例えば病院に行くか保険料を納めるかというところで、どちらも大変だと思うんですが、保険料の収納率なんかどうなるんでしょうか。どういう見込みになると思いますか。

○吉田国保年金課長

今回出されておりますのは、あくまでも医療機関のときに支払うご本人様の窓口負担の問題でございますので、それといわゆる保険料の徴収という部分につきましては、必ずしもつながりがあるかという、その辺は何とも言えないと思います。

○京増委員

例えば保険料を払えないときに、八街市の場合は、後期高齢者医療では短期保険証は交付されないということで、そこではすごくいいんですけど、例えば医療費が2割になると、倍になるわけですから保険料を支払うことができなくなる可能性は、私はあるのではないかと予想するんですね。そういう場合に、滞納しても保険証は渡されるので、例えば2割になったとして、2割負担で、滞納していても診療できるのかどうか、その点についてお伺いします。

○吉田国保年金課長

現状では、国民健康保険の制度と違いまして、八街市の場合は、必ずしも保険料に滞納があった場合であっても短期保険証というものにはしておりませんので、通常を受診をしていただくことはもちろん可能です。

ただ、国民健康保険の制度は短期保険証あるいは資格証明書というものを出して、その税の公平性ということを考えていますので、この後期高齢者医療制度にとっては、その部分について八街市の場合は行っておりませんが、保険料を滞納したまま医療を受けられるというものがいいのかどうかという議論は出てくるのかなと思います。

○京増委員

そういう意味では、貯金のない世帯が結構あるという点でも、窓口負担を増やすということは、滞納にもつながっていくということにもなりかねないわけですから、高齢者の方々が医療を受けやすいそんなふうにする必要があると思います。

○小高副委員長

ほかに発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

発言がなければ、以上で終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○山田委員

私は、請願第元一1号、後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める請願について、

反対の立場から討論を行います。

高齢者医療料費をはじめとした医療費が年々増大する中で、後期高齢者の窓口負担のあり方につきましては、現役世代と高齢者世代間の公平性や制度の持続性確保の観点からも検討すべき課題であるとともに、高齢者の負担に関する重要なテーマであることから、生活状況をはじめとする高齢者を取り巻く環境、また医療費の動向や特性、現在の制度の状況等を踏まえたきめ細やかな検討が必要だと思えます。

後期高齢者医療制度の持続可能な運営を考える中であって、高齢者の医療費を負担している現役世代の保険料負担が重いことや、全国後期高齢者医療広域連合協議会から、低所得者への配慮が要望されていることなどを踏まえ、現在、国において議論が展開されているところであり、現行の窓口負担を維持するのか、あるいは所得に応じたものとするのかといった点については、いましばらく議論の行方を見守るべきではないかと考え、本請願に反対いたします。

以上です。

○小高副委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、請願第元－1号、後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める請願について、賛成討論をいたします。

先ほどの反対討論では、いましばらくの議論を待つべきであるというような反対討論がございました。しかし、貯金なしの高齢者世帯15.1パーセントにのぼる中、老後の暮らしに2千万円資産が必要であるという報道に対し、大きな批判が沸き起こっています。厚生労働省の調査では、75歳以上の一人当たり平均所得は年85万7千円（2017年度）にすぎない中、安倍政権は、年金収入が年額80万円以下の人たちの後期高齢者医療保険料の9割特例軽減を2年間で廃止することを決めました。令和元年度の保険料は年額4千100円から8千200円に倍増します。

特例軽減措置がされていても、本市における後期高齢者医療の平成29年度の保険料収納率は95.8パーセントで、県下ワーストワンです。全国的にも天引き対象でない低所得者の保険料滞納は毎年20万人以上に上り、所得が低い人たちへの保険料の負担増は、死活問題であることは明らかです。

それにもかかわらず、財務省の財政制度審議会等で、2019年10月から後期高齢者医療費の窓口負担を、現行の1割から2割に引き上げる議論を進めています。物価高、消費税8パーセントへの引き上げ、年金削減、社会保障費削減が続き、高齢者の暮らしが厳しさを増すもとの、宮城県の後期高齢者医療広域連合協議会は、今年2月8日、政府に対し、後期高齢者の医療費窓口負担を1割から2割へ引き上げることをやめ、現状維持を求める意見書を全会一致で可決しています。

消費税を導入するときも、3パーセントから5パーセント、8パーセントに引き上げるとき

も、消費税を福祉に使うと説明してまいりましたが、その多くが大企業の減税の穴埋めに消えました。さらに、10月には10パーセントに引き上げると安倍首相は明言する一方で、後期高齢者医療保険料の特例軽減措置を廃止し、さらに後期高齢者医療費を2割に引き上げれば、高齢者を病院から遠ざけることになります。

受診抑制につながらないと言えないという答弁が先ほどありましたが、高齢者の健康と命を脅かす負担増は、断じて許すことはできません。いつでも必要に応じて病院にかかれるよう、後期高齢者医療費の2割負担中止を求め、請願に賛成します。

○小高副委員長

次に、反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

次に、賛成討論の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小高副委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

請願第元-1号、後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める請願を採決します。

この請願を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立少数)

○小高副委員長

起立少数です。請願第元-1号は不採択と決定しました。

以上で付託された案件の審査は全て終了しました。

文教福祉常任委員会を閉会します。

委員の皆様申し上げます。この後、意見書について協議を行いますので、第二会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後0時19分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和元年6月14日

八街市議会文教福祉常任委員長

八街市議会文教福祉常任委員

八街市議会文教福祉常任委員